

鹿 児 島 県 公 報

令和元年5月28日（火）第7号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 1
○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 2
○都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 2

公 告

- 落札者等の公告（2件）（総務事務センター取扱い） 3
（県立大島病院取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年5月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町4570番2地先から2255番地先まで	前	6.8～14.2	430.2
			後	12.4～24.7	425.8
		鹿児島市上谷口町4795番地先から4762番1地先まで	前	6.3～14.1	151.3
			後	12.1～16.4	151.3
		鹿児島市上谷口町2255番地先から同市春山町1855番7地先まで	前	6.8～53.9	850.0
			後	7.0～82.8	850.0
		後	10.9～48.7	765.5	

鹿児島県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年5月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	鹿児島市郡山岳町2508番1地先から2458番3地先まで	前	7.2~24.3	234.9
			後	9.0~48.5	228.6

鹿児島県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年5月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班そ1小班地先から216林班た小班地先まで	前	9.3~39.2	1,395.0
			後	16.3~53.7	1,395.0
		熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地先から216林班ろ小班地先まで	前	10.7~92.5	310.0
			後	17.6~92.5	310.0

鹿児島県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和元年5月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地先から216林班つ小班地先まで	令和元年5月28日
		熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班ぬ4小班地内	
		熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地先から216林班ぬ3小班地先まで	
		熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地内	
		熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班た小班地先から216林班ろ小班地先まで	

鹿児島県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により伊佐市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項

において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年5月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 大口都市計画汚物処理場
 - (2) 名称 大口伊佐衛生管理組合汚物処理場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年5月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
庶務事務システム保守運用業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社九州支社
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,752,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年5月28日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
航空運送サービス（奄美ドクターヘリ運航業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
229,534,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年 5 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 牙狼冴島鋼牙 X X - MU	株式会社サンセイアールアンドディ	9P0392
ぱちんこ遊技機	P フィーバーマクロス Δ A	株式会社三共	9P0311
ぱちんこ遊技機	P A 蒼穹のファフナー 2 Y	株式会社三共	8P1124
ぱちんこ遊技機	P 浜崎あゆみ D	株式会社大一商会	9P0295
ぱちんこ遊技機	P 銭形平次 2 V 3 A	株式会社高尾	9P0352
回胴式遊技機	S ハイハイシオサイ H Y	株式会社パイオニア	9S0041
回胴式遊技機	S スーパービンゴギャラクシー G 3	ベルコ株式会社	8S1314

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年 5 月 28 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日までとする。